

英国オックスフォード大学と 同志社大学との連携

～ DOMANI ㉿ Doshisha Oxford Lecture Series ㉿ Reyes 先生～

大学 法学部
たかすぎなわし
高杉直教授

2022年9月19日(月)から21日(水)の3日間、英国オックスフォード大学マートン・カレッジにおいて第3回目の「DOMANI」(ドマーニ)が行われました。その翌日22日(木)の13時30分からは、同大学の法学部棟(ST CROSS BUILDING)内の講義室「THE CUBE」において、第1回「Doshisha Oxford Lecture Series」が開催されました。

いずれもオックスフォード大学と同志社大学の学生・教員の相互交流を深めるものです。これらイベントに参加した法学部4年次生の柏本幸歩さんとの相互インタビューを通じて、特にDOMANIの内容を紹介し、今後、多数の方がDOMANIに参加していただければと思います。これにより、同志社とオックスフォード大学との交流を一層深めることができ幸いです。

DOMANI (ドマーニ) に つ い て

【高杉】DOMANI (ドマーニ) とは、どのような、どのようなものですか。

【柏本】DOMANI ㉿「Doshisha Oxford Merton College Advocacy Network Initiative」の略称です。おおよその意味は、同志社とオックスフォード大学マートン・カレッジの間で連携して(学生向けの)アドボカシー・トレーニングを行うというものです。アドボカシー(advocacy)とは、日本語に訳しにくい言葉ですが、弁護士等の仕事や活動を指すもので、何かを法的根拠に基づいて論理的に主張したり、証人に対して尋問をして真実を語らせたりする際に必要な能力や技術といえるかもしれません。DOMANIでは、日本の同志社と英国のオックスフォード

大学という国際的な活動であることから、アドボカシーの中でもとくに国際取引における紛争解決の場での弁護活動の基礎的な能力の養成を目的としています。

【高杉】 柏本さんは、どうしてDOMANIに参加されたのですか。

【柏本】 Anselmo Reyes先生の授業に参加していたところ、Reyes先生からDOMANIのことを聞きました。

【高杉】 Reyes先生というのは、長年、香港の裁判官、国際機関のトップや香港大学教授を務めた後、現在、シンガポール国際商事裁判所の国際裁判官をされている、世界的にも著名な先生ですね。2015年に初めて同志社大学法学部の客員教授として授業を担当していただいたのですが、同志社のことを気にいただいていただき、ついには京都に住居を購入して、毎年、グローバル科目（英語での講義）を担当されている先生ですね。

【柏本】 はい、そうです。私も2年以上Reyes先生の授業に参加していますが、現役の国際裁判官の先生ということもあり、授業で取り扱うトピックがとても面白く、毎週の授業を楽しみにしています。Reyes先生は、同志社の学生がより世界で活躍できるようにと考え、2020年にDOMANIを開始しました。第一回のDOMANI-2020は、



Reyes先生によるDOMANIトレーニング
＜マートン・カレッジにて＞

同志社大学で開催され、同志社大学とオックスフォード大学の学生だけでなく、香港大学やアジア各国の大学生も参加しました。コーチ陣も、英国・香港・オーストラリアなどから著名な法律家や実務家が参加しました。第2回のDOMANI-2021は、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延拡大のため、オンラインでの開催となりましたが、2022年の第3回のDOMANI-2022は、再び対面形式で、英国オックスフォード大学において開催されました。同志社大学からは私を含む計7人の学生が参加しました。

【高杉】 DOMANIのことをもう少し紹介してくれますか。

【柏本】DOMANIの目的は、国際紛争解決における弁護活動の基礎能力を養成することです。国際紛争解決というのは、たとえば日本の企業とイギリスの企業の間取引から生じた紛争のように、異なる国に属する当事者間の紛争をいいます。このような国際紛争の解決においては、自分の国の法（日本法）が適用されるとは限りません。相手方の国の法や、当事者双方の属する国とは異なる第三国の法が適用されることもあります。また、紛争解決の手段も一方当事者の国の裁判所で裁判をすれば、当事者間の平等が担保されない可能性があります。イギリスの裁判所で裁判することになれば、日本の企業にとって不利になりますし、日本の裁判所で裁判すれば、イギリスの企業にとって不利となります。このようなことから、国際ビジネスにおける紛争解決においては、国家の裁判所ではなく、当事者双方を選んだ民間人に裁判官のような役割をしてもらう方法（国際商事仲裁）や、信頼できる民間人に間に入ってもらい妥協点を探るという方法（国際商事調停）などが用いられることが多くあります。

【高杉】なるほど、国際的なビジネス紛争では、日本の法律を知っているだけでは足りないということですね。

【柏本】世界各国のビジネスに関係する法律の体系は、大

きく英米法と大陸法に分けられます。日本は、明治時代にドイツ等のヨーロッパ大陸の法を輸入しているため、大陸法に属しています。国際紛争解決に携わる法律家にとって、英米法と大陸法の双方を理解しておく必要があります。特に日本を含む大陸法の国の法律家にとって、英米法における例えば反対尋問やディスカバリー（証拠開示の制度）などのシステムは馴染みのないものですが、国際紛争解決においては理解をしておくことが必須です。このような事項についての知識をつけ、またそれに対応できるスキルを身につけておくことが重要です。

【高杉】柏本さんの説明で、国際紛争解決においては、単なる国内の紛争における弁護活動とは異なる知識や能力が求められることが分かりました。

【柏本】DOMANIは、同志社とオックスフォードがホスト校となり、世界各国のロースクール生が国際ビジネスにおける国際紛争解決における弁護活動の基礎的なスキルを学ぶ機会を提供し、また、世界各国の実務家及びロースクール生のネットワークを築くことを目的とする、学生向けのトレーニング・プログラムです。もちろん、すべて英語で行われます。

【高杉】柏本さんが参加された、今回のDOMANI-2022は、

どのようなものだったのですか。

【柏本】DOMANI2022では、とくに国際商事仲裁における証人の主尋問及び反対尋問並びに証拠開示、また、国際商事調停での調停人の役割等について、実際のロールプレイを通じたトレーニングを行いました。特にDOMANIの鉄板メニューとなるのが、毎年行われている反対尋問のセッションです。反対尋問とは、相手方が請求した証人による証言につき、証人そのものや証言内容の信用を落とすことによって、当該証人の証言内容が証拠として認められないようにする（証拠能力を否定するために行われる）尋問のことを言います。このような目的を達成するため、担当の代理人は、証人の話に矛盾があることや真実性を疑わせるような答えを引き出すための質問をします。これを、実際に一人ひとりの学生が代理人役、証人役に分かれてセッション形式でトレーニングを行いました。

【高杉】DOMANI2022には、同社社のほかに、どの学生が参加していたのですか。

【柏本】今回のDOMANIでは、オックスフォード大学マートン・カレッジ、香港大学、ブラウイジャワ大学、ディラサル大学マニラ校から計20名程度の学生が参加していました。最終日には、各校の代表者が自国における国際紛



DOMANIの参加者
＜マートン・カレッジにて＞

争解決の分野の現状についてプレゼンテーションを行い、情報交換も行いました。

【高杉】DOMANIでは、誰が指導してくれるのですか。

【柏本】今回のDOMANIでは、現役で国際紛争解決の分野で活躍されている弁護士の方がチューターとして指導をしてくださいました。また、将来のキャリアをイメージできるよう、チューターとして指導をしてくださった先生方がどのようなキャリアを歩んできたのかということをお聞きさせていただきました。パネルディスカッションなども行われました。

【高杉】 柏本さんは、今回が初めてのDOMANI参加だったのですか。

【柏本】 私はオンライン開催のDOMANI-2021から参加し、今回のDOMANI-2022が2回目の参加でした。前回のオンライン開催の時と比べると、今回の対面での開催は、他の参加者とのチームワークやチューターの方々とのコミュニケーションも取りやすく、吸収できることも多かったように感じます。またワークショップの時間だけでなく、食事会や、自由時間に他の参加者や実務家のチューターの方々と出かけたりする機会もあり、これらを通して、DOMANIが終わったあとでも連絡を取り合えるような関係を築くことができたことも非常に嬉しく思います。

【高杉】 今回のDOMANIで他に感動したことがありますか。

【柏本】 久々の海外、それも、オックスフォード大学マートン・カレッジで開催ということで、普段ならなかなか入ることのできないような部屋でワークショップが行われ、また、13世紀から存在する旧図書館、チャペルなどの見学をさせていただくことができたのも大変貴重な体験であったと思います。日本の大学にはない長い歴史を持つオックスフォード大学は、伝統と威厳を感じさせるものでした。

【高杉】 逆に、大変だったことはありませんか。

【柏本】 先ほど述べた反対尋問のトレーニングが個人的には最も大変でした。どうしたら、証人の話に矛盾があることや真実性を疑わせるような答えを引き出すことができるのか、自分の質問を考える上でどのようなストーリー展開をするのかということを考えるのが難しかったです。特に、証人も生身の人間ですから、好きなように話をしてしましますし、そこをうまくコントロールするか。学校ではなかなか学ぶことができないスキルであり、DOMANIだからこそ一人ひとりの尋問について、実務家のチューターの方々から逐一アドバイスとフィードバックをもらうことができ、非常に有意義なものであったと思います。まだまだ未熟ではありますが、昨年参加したときに比べれば、多少の成長を感じられたことも嬉しく、トレーニングを積むことの大切さを感じました。

また、国際商事仲裁における証拠開示についても、実際に仲裁人役の先生に対して、代理人として、当該証拠が採用されるべきか否かという旨の弁論を行ったのも大変ではあったのですが、有意義でした。特に、隣に相手方の当事者役の学生もいて、その場で相手方に対する反駁をしながら、自分のクライアントの立場を主張するというのは臨場

感があり、とても面白かったです。ディスカバリーという証拠開示制度については、基本的には、米国の制度であり、日本ではなかなか馴染みのないものであったこともあり、国際紛争解決の実務において実際にどのようなことが行われているのかを体感することができたのも大変興味深かったです。

【高杉】 今回の DOMANI では、仲裁だけでなく、調停のトレーニングも行われたと伺いましたが、いかがでしたか。

【柏本】 仲裁の想定で主尋問や反対尋問を行ったのと同じの事案を使って模擬調停を行ったのですが、法的問題の解決によって紛争解決を図る仲裁に対して、調停人の支援を得て当事者が新たな合意に到達することによって紛争解決をする調停では、同じ事案の解決なのに、仲裁と調停とで大きく紛争解決の方法もその成果物も異なることを肌で感じることができました。今後の国際ビジネスにおいても調停の利用が進むのではないかと思います。また、調停人が調停を行うに際してどのようなスキルが必要なのか、どのようなことに気を付ける必要があるのかを学び、また、調停人のいない当事者のみでの交渉ではなく、なぜ調停人による調停を選択するメリットがあるのかということについて考える良い機会となりました。

【高杉】 参加された感想をお願いします。

【柏本】 DOMANI を通じて現に国際紛争解決で活躍されている実務家の先生方と関わり、話を聞く機会を与えていただいたことで、改めて国際紛争解決分野の面白さを認識し、自分もいずれ同じ分野で活躍できるようになりたいと思うようになりました。また、DOMANI で世界各国の学生と出会い、国は違えど同じような志を掲げ日々努力している仲間ができたこともかけがえのないものだと思います。これまで3回の DOMANI が開催されてきましたが、来年はまた同志社大学で開催される予定になっています。今回参加したオックスフォードの学生たちも、次回の同志社大学での DOMANI にも是非参加したいと言ってくれていて、同志社の学生としても嬉しい気持ちになります。経済活動のグローバル化に伴い、国際紛争解決の分野のプロフェッショナルが求められています。そのような中、同志社大学とオックスフォード大学マートンカレッジを拠点とした国際紛争解決におけるアドボカシー・トレーニングプログラムがあることは非常に大きな意義があると思います。

国際仲裁における反対尋問のメソッドや、ディスカバリー制度、また、国際調停における調停人としてのスキルを

身につけるようなことを学生のうちから学ぶこと、それも世界各国で最先端を走る実務家の先生方に直々に師事することができるとは、非常に貴重であると思います。ロースクールの入試や司法試験には直接関係がなく、一般的にはあまり重きをおいてもらえない分野ではありますが、学生であるからこそ、質問できることや、教えてもらえることもあり、実際に社会に出てからではなかなか聞きづらいことまで聞けるという意味では、学生に与えられた特権であり、そのような場を設けてもらっていることのありがたさを感じます。

DOMANIのようなワークショップを活かして、今後、少しでも多くの学生に国際紛争解決分野の面白さや重要性を知ってもらえれば良いと思います。

【高杉】DOMANIについて紹介してくださり、有り難うございました。2023年度の春学期には、学部生向けにReyes先生の授業が開講される予定です。その授業でトレーニングを受けた多数の学生が、秋に同志社大学で開催される第4回のDOMANI-2023に参加して、オックスフォード大学をはじめとする世界各国の学生と切磋琢磨されることを楽しみにしています。

Doshisha Oxford Lecture Series について

【柏本】今回、DOMANIの翌日に、オックスフォード大学にて高杉先生が講演されましたが、どのような経緯で講演することになったのですか。

【高杉】こちらもReyes先生のお導きによるものです。Reyes先生から、「Doshisha Oxford Lecture Series」を企画するので、第一回の講演を行うようにとの温かい申し出がありました。この企画は、同志社の教員がオックスフォードで講演を行い、逆に、オックスフォードの教員が同志社で講演を行うことで、双方の教員間の連携を深め、将来の国際的な共同研究につなげようというプロジェクトです。

【柏本】先生の講演のテーマは、「The Resort to Reason (Jori) in Modern Japanese Law (近代日本法における「条理」の援用)」というものでしたが、どうしてこのテーマを選んだのですか。

【高杉】外国の研究者（しかも専門も異なる多様な研究者）を相手に講演をする際には、私の専門分野に特化した話をして興味を抱いてもらえないおそれがあることから、Reyes先生とも相談しながら、歴史的な観点や比較法的

な観点を入れた内容にしました。どこまで成功したかは分かりませんが、世界的な権威である先生方をはじめ、多数の方からご質問をいただいたので、多少は興味をもってくれたのかなとホッとしました次第です。

【柏本】読者の方に、講演の内容を少し紹介していただけますか。

【高杉】日本では、明治時代のはじめに裁判所ができたのですが、成文法（文字・条文形式で書かれた法律）はまだほとんど存在していませんでした。しかし、裁判官は、何らかの判断をしなければなりません。そこで、1875年（明治8年）に太政官布告として「裁判事務心得」が出され、そこに、「民事の裁判に成文の法律なきものは慣習により、慣習なきものは条理を推考して裁判すべし」（原文は漢字と片仮名書き）との規定が置かれたのです。それ以降は、成文法がない問題について、最終的には「条理」を抛り所として裁判できるようになった訳です。現在では、成文法が整備されているので、「条理」の出番はほぼありませんが、私の専門分野である「国際私法」においては、たまに「条理」が出てきます。

講演では、この「条理」について、既に徳川時代において紛争解決の際に利用されていたという先行研究を紹介し、

英国法やフランス法における類似の概念と比較した上で条理との異同点を分析し、最後に、実際に日本の裁判所で「条理」が使用された例を説明しました。

【柏本】第2回講演の予定はどうなっていますか。

【高杉】第2回は、2023年の春頃に、オックスフォード大学の法学部長が同志社に来て、講演をしてくれる予定です。その後、2023年の秋頃に、同志社の教員が、オックスフォード大学で講演を行うこととなります。このような形で、今後も毎年、双方から1人ずつ講演をすることにより、オックスフォード大学と同志社大学の教員間の連携を深めることができると考えています。



講演後の集合写真<オックスフォード大学法学部の講義室にて>

【柏本】 どうして Reyes 先生は、オックスフォード大学とつながりがあるのですか。

【高杉】 Reyes 先生は、世界的な権威として、各国の著名な方とつながりがあるようです。オックスフォード大学においても外部委員を務めているようであり、私の短い滞在中に、オックスフォード大学の次期学長（2023年1月就任）、法学部長、マートン・カレッジ長をはじめ多数の教員との会合の機会を提供してくれました。新島襄と同志社の精神をこよなく愛してくれ、同志社の学生・教員にさまざまなチャンスを与えてくれている Reyes 先生に感謝の意を表して、このインタビューの締め括りにしたいと思います。

有り難うございました。

（2022年12月11日、インタビュー実施）



インタビューの様子 柏本さんと高杉教授